令和元年度 第5回理事研修会 教育情勢報告 読み原稿

令和2年2月21日(金)

教育情勢について、ご報告いたします。綴りをご覧ください。今回用意しました 4 9 の記事の中からポイントを絞って、お話しいたします。

まずは、国の教育施策に関わることから2点お話いたします。

① 1ページの記事番号1番・「小学校の学級担任制」~義務教育全般を視野に横断的 検討期待~をご覧ください。

1 段目にありますように、中央教育審議会初等中等教育分科会は 2022 年度(令和4)年度から小学校 5・6 年生に教科担任制を導入すべきだとする方針を取りまとめる予定とあります。現場にいる私たちが実感しているように、教員の負担は限界で、小学校で一人の教員がすべての教科において質の高い授業をすることは難しい状況となっています。これに対応するには、専門の教科の教員を新たに配置する、教科担任制を導入することが望ましいという記事です。

小学校に教科担任制を導入することは、小学校だけの問題ではなく、中学校を視野に入れた教職員定数標準法の改正が必要になるということです。教員の選考や採用、教員免許の取得や教員養成、さらに働き方改革とも関係する大きな問題であるということです。文部科学省には、ぜひ今後の義務教育全般を視野に入れた実効性のある横断的な検討を願いたいところです。

② 2ページ記事番号2番「1人1台端末、政府が整備推進」をご覧ください。

右側の記事~2023 年度までに全小・中で補助金措置、」一律の環境へ~いう記事です。すでにご存じの通り、GIGA スクール構想は学習者用端末と高速通信ネットワークの2本柱で、学校のICT環境を整備しようとする計画です。文科省のロードマップによると、2022 年度(令和4年度)までに全小・中学校で「3クラスに1クラス分」の端末を整備し、2023 年度(令和5年度)までに全学年で1人1台を達成するとのことです。小学校高学年と中学1年生を優先的に整備することにより、連続して使用させることによりICTに慣れさせる狙いがある様です。

一方の高速通信ネットワークは小中高・特別支援の全ての学校で校内 LAN を利用

できるようにするとしています。WiFiなどの整備も当然進むことと思います。

GIGA 構想は急激に計画が進んできたように感じますが、実は3段目にありますように文科省は2018年度から5か年計画で「3人に1台端末計画」を進めてきたとあります。しかしながら、使い道が決められていない地方交付税で措置してきたため、自治体格差が大きくなり、そのため今回は「全国一律の補助金として」措置することとなったとあります。

端末の整備に関しては、紛失、通信回線、さらには子どもたちの健康被害といった問題も考えられ、実際の活用に向けては様々な配慮が必要なことは間違いありません。この関連記事は、記事番号3・4・7・8・9・10・11 にありますので、後ほどご覧ください。

次に、『働き方改革』の視点からお話しします。

① 11ページをご覧ください<u>。『校長にのしかかる責任 虚偽の勧めは懲戒』</u>という 記事です。

改正給特法に基づき、1年単位の変形労働時間制に関わって具体的に検討が進んでいくことになりますが、まずは4月からは教育職員の業務量の適切な管理が要求されることになります。

もし業務削減が十分にできないまま、職員が残業時間の上限を超えて虚偽の記録 を残したり、校長が虚偽の申請を残させるようなことがあると、状況に応じては校 長が信用失墜行為で懲戒処分の対象となるとの見方もあり、慎重に対応しなくては ならないと同時に、私たち校長の業務量やストレス増大が予想されます。

② 13ページをご覧ください。「教員志望者の減少問題」に関わっての記事です。

公立小学校教員の採用試験倍率が低下しており、2019 年度は全国平均で教員の 質の維持が難しいとされる3倍を切り2.8倍となったことが判明しました。教員の 質を維持し、若者たちが学校に魅力を感じるようにするためには、教員の数を増や すなどの働き方改革を加速させること、そして、職場環境を含め教員の処遇改善が 教職の魅力を高める最善の方法だということが述べられております。また 12 ページには、道教委が教員の魅力を PR する動画を作成し、YOU TUBE に公開した記事、14 ページには教員採用試験の受験者を増やすために、文部科学省が教員資格認定試験の簡素化に取り組むことや、宮城県でのピアノや体育の実技をなくすといった記事が載っております。全国いたるところで教員不足という同じような悩みをもっていることがわかります。

3つ目の話題として、危機管理に関わっての記事を2点お話しします。

① 22ページには、「問題行動への指導と「体罰」」という内外教育の記事があります。 大阪の桜ノ宮高校でバスケットボール部のキャプテンが顧問教諭からの体罰を 苦に、自殺をした事件をきっかけに、体罰防止は日本中で大きく取り上げられ、学 校現場でも重点的に対策が講じられてきています。

しかしながら、体罰に関わる調査結果からは、体罰がなくなっていないことが分かります。その理由として、教師側の意識の中に、「体罰」=「愛のむち」というグレーゾーンが今もなお存在していることが挙げられます。

また、児童虐待防止法が改正され、以前は保護者が当然と考えていた躾としての体罰も禁止されたことにより、保護者や子どもの中に強い指導や声掛けまでもすべて体罰という認識が広がり、以前であれば問題にならなかった教師の指導が、行き過ぎた指導として大きく扱われるようになったことも挙げられます。

三段目の最後の傍線部にありますように、問題行動をとる児童に対して、声をかけて意識させ手順を踏んで指導したにもかかわらず、最後にとった暴力的指導の部分だけが強調されて体罰と扱われた判決があり、こうした例からも日本社会の体罰範囲の拡大が見られると書かれてあります。子どもの指導時の関わりや体罰に関しては、細心の注意が必要であることが読み取れます。

② 26ページ、「いじめ法の放置から6年~文書回答社会の到来」をご覧ください。 大阪大学大学院の小野田正利氏が書かれた文書です。20 年ほど前は、保護者か

ら文書の回答を求められる要請があっても、できるだけ学校は口頭で答えることを 基本とするよう伝えてきたと述べています。また 10 年前の東京都の教育委員会や 福岡市教育委員会の保護者対応の手引きにおいても、文書回答はせずにできるだけ 話し合いで解決するような方向性を示しています。

しかし、今この考え方だけでは難しくなり、これからは、何らかの書き物の提出が求められることは避けられないと、新たな見解が述べられています。いじめ防止対策推進法にも保護者から求められた文書回答の規定はないものの、学校から教育委員会へ提出した報告書等はすべて公文書として開示が求められるのは確かであることから、いじめ対応に関しては、新しい局面に差し掛かったと感じざるを得ません。

最後に気になった子どもに関係する記事から2点

- ① 30ページをご覧ください。ゲームは平日60分以内という記事です。これは、香川県がゲーム依存防止を目的とし、条例を作成に動き出しているという記事です。 インターネットやコンピューターゲームの過剰な利用に制限を求める動きが、今後全国に広がるのか注目したい記事です。
- ② 3 1ページ、3 4ページには、不足する保育士を確保するための各自治体の取組について、また将来的に不足が予想されている介護士不足の確保に向けて、道が小中高校などで出前授業を行うことも書かれています。教員も含め、北海道内において各業種で人材確保が大きな課題であることがよく分かります。

以上、教育情勢の綴りから、いくつかお話ししましたが、必要に応じて各地区でご 活用していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。